

○議長（中村 敦） 質問順位 1 番。1、小学校修学旅行の保護者負担額について、2、PTAの現状について、3、白浜大浜海水浴場について。

以上3件について、1番 柏谷祐也議員。

〔1番 柏谷祐也議員登壇〕

○1番（柏谷祐也） 1番、民希一進、柏谷祐也。議長の通告に従い、趣旨質問をさせていただきます。

まず一つ目に、小学校修学旅行の保護者の負担額について。

現在、少子高齢化、人口減少により、年々子供の数も減少しております。小学校におきましては、全7校において、令和4年度722名、令和5年度686名、令和6年度にしましては、5月1日現在641名となり、各学校におかれましても、児童生徒数に大幅な人数の違いがございます。

また、各学年におきましても、少ない学年では、4名という小学校もございます。そうした中、人数の大小様々な学校における修学旅行の保護者の負担分の格差がどうかならないかと市民、教員の声をお聞きいたしました。

そこで、令和5年度の各学校の修学旅行料金の詳細を調査いたしました。

稲梓小学校、参加児童数12名、児童1人当たり3万4,000円。別途、お小遣い、食事代で1万円。

稲生沢小学校、参加児童数33名、児童1人当たり2万6,863円、お小遣い、食事代1万円。

白浜小学校、参加児童数9名、児童1人当たり3万3,144円、お小遣い、食事代1万円。

浜崎小学校、参加児童数23名、児童1人当たり2万4,958円、お小遣い、食事代8,000円。

大賀茂小学校、参加児童数5名、児童1人当たり1万5,760円、お小遣い、食事代1万円。

下田小学校、参加児童数38名、児童1人当たり2万3,586円。下田小学校につきましては、食事代が児童1人当たりに加算されております。お小遣いのみで4,000円。

令和6年度、都道府県政令指定都市修学旅行実施基準概要一覧によれば、静岡県の旅費に関しましては、保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ることとあるが、保護者の経済状況の格差にもよるかと思いますが、1泊2日の修学旅行、経費で3万4,000円は少し高いのではないかと思います。それに加え、お小遣い、食事代も含めると、児童1人当たり4万4,000円となります。

また、経済的な理由によっては、小・中学校へ就学することが困難と認められる児童・生

徒の保護者に対して、就学援助費支給制度があり、修学旅行費の援助も含まれておりますが、対象者は、生活保護を受けている方及び同程度に困窮している方と認められる方であり、対象の方々も生活が大変であると聞いております。

次に、児童1人当たりの諸経費の内訳の交通費、貸切りバスについては、企画料金を見ますと、

稲梓小学校、交通費、バス1万4,446円、企画料金3,401円。

稲生沢小学校、バス7,372円、企画料金2,684円。

白浜小学校、バス1万4,116円、企画料金3,383円。

浜崎小学校、バス1万0,661円、企画料金2,603円。

大賀茂小学校、こちらに関しましては電車です。3,680円。そのため、企画料金がございません。

下田小学校、バス6,727円、企画料金は2,855円となっております。

金額で分かるとおり、貸切りバスの利用では、人数の少ない学校は、人数に多い学校と比べ割高となります。

大賀茂小学校に関しましては、交通機関を電車にすることで交通費を抑え、さらにバスとは違い、企画料金がないため経費を削減できておりますが、1から10まで、教職員による計画を作成しなければならないため、労力を考えると改善が必要かと考えます。

また、電車を移動手段とした場合、人数が多い学校では、引率の教職員は原則として1学級に2人以内、それに加え養護教諭となります。引率数が少ないため、児童・生徒の見守り、電車の乗り遅れ、荷物の問題などリスクが多く、対応に困難であるかと思われます。

そうしたことを踏まえると、この物価高騰、今後の各学校における児童・生徒数を考慮すると、貸切りバスの乗り合わせによる合同での修学旅行へ行くことも考えていくべきではないかと思えます。

貸切りバスの乗り合わせにより、保護者1人当たりの交通費、企画料金の負担割合の減額、職員の労力の負担軽減、中学校就学前の交流などにもつながるのではないかと思います。

当局の考えをお聞かせください。

次に、PTAの現状について。

現在、児童・生徒数の減少により、会員数減少、活動費等、PTAの組織は、あと何年かすると運営も困難な状況になるのではないかと考えます。

各単位PTAの会費は、1人当たりの平均は2,525円となっております。その中には、教職員もPTA会員となり、その収入により、各学校は活動されております。一方で、毎年、会員数減少により、収入減少、繰越金で補填、活動を通常どおり行えば、繰越金の減少、それを繰り返すことで、最終的には会費を上げるか、活動を減らすかなど課題点がございます。

さらに、会費の中から各単位PTAでは1人当たり、下田市PTA連絡協議会へ50円、賀茂地区PTA連絡協議会へ130円、計180円の負担金を支出しております。

また、賀茂地区PTA連絡協議会からは、1人当たり静岡県PTA連絡協議会へ40円、日本PTA全国協議会へ10円の負担金を支出しております。

そこで問題といたしましては、この二つの連絡協議会の予算が足りなくなってくると、各単位PTAの負担額がこれから大きくなっていくのではないかと考えます。

下田市PTA連絡協議会では、収入は会費50円かける会員数、助成金は、下田高校PTAから1万円、残りは繰越金で運営され、賀茂地区PTA連絡協議会では、会費80円かける会員数、助成金、一市5町、下田市においては市内会員数かける16円、残りは繰越金で運営されております。

収入減少、支出増加の主な要因といたしましては、旅費に問題がございます。

日本PTA全国研究大会、関東ブロック研究大会、静岡県PTA研究大会などの活動により、行き先によっては経費が大幅に変わります。なくせばよいという考え方もあるかもしれませんが、こうした県内外、他のPTAの活動を知ることにより、地域課題や情報共有、活動、取組など刺激を受け、PTAの活動の促進にもつながると考えます。

下田市PTA連絡協議会、賀茂地区PTA連絡協議会におきましては、賀茂郡町長会とのお話も必要かと思われそうですが、各単位PTAの負担も考え、活動をサポートする上部団体への助成金の検討をいただけないでしょうか。

当局のお考えをお聞かせください。

続きまして、白浜大浜海水浴場について。

まず初めに、当局による夏期のパトロール、ありがとうございました。職員のパトロールや、浜地内の警備会社による警備により、年々、健全な浜に近づいているのではないのでしょうか。

しかしながら、私自身パトロールに参加して感じたことをお伝えいたします。

市の職員が、許可を受けていない営業行為を行う業者や、入れ墨をさらけ出した方々に注

意をする、これには限界があります。一般人が一般人に注意するわけではなく、一般人がこわもての方々に注意するからです。普通に考えたら怖いと思います。

特に、今年は警察との合同パトロールもなく、現場にて身を守ってもらえない、抑止にもなかなかつながらなかったのではないのでしょうか。

また、職員がそういった方々に逆恨みを買ったらどうしますか。私自身も、私生活において、夏期は何度も人工芝生など燃やされるなどの被害にも遭っております。それだけ僕たちも戦っているんです。

浜を健全にすることはもちろんですけども、職員の苦労、不安、職員の不安を解消することが一番ではないのでしょうか。本当に考えてください、ここは。

次に、海水浴場禁止事項についてですが、どこまでが禁止なのか、線引きが全く見えません。例えば、入れ墨に関して露出している方々に注意するが、それでも露出している方々にどう対応するのか、営業行為を行っている場合、どこまで注意するのか。騒音はどの程度の音まで駄目なのか、明確にしていきたい。警備会社の人員が入れ替わる際、その他の浜での警備や禁止事項は完全にアウトだが、こちらの浜ではいいのかなど、警備会社にも対応に困っているかと思われま。

今回、警備会社に904万8,776円で契約しております。通常の警備会社とは違い、高額な予算が使われております。計画性を持って契約している警備会社に業務を事細かにお願いしていただきたいと思いますが、当局の考えをお聞かせください。

三つ目に、下田市海水浴場に関する条例について。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時32再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質問を続けます。

○1番（柏谷祐也） すみません、申し訳ありませんでした。

三つ目に、下田市海水浴場に関する条例について。

夏期に一時的に県から占用しており、あくまでも夏期の海水浴機能を管理、公の施設ではなく、健全で安心安全な海水浴場であることを目的とした条例であると、私は認識しており

ます。

ですから、海水浴場設置条例ではなく、海水浴場に関する条例を制定したのではないかと考えます。その関連のお話をしたいと思います。

昨年、白浜大浜海水浴場に関わる会議が行われていました。そこには、当時の観光交流課長、管理運営団体、区長、刑事課長等が出席しておりました。その中での何年も定例会や議会で議論されている、市長の許可を受けていない行為を行う業者に対し、どう取り締まることができるか、話し合われておりました。

当時の刑事課長のお話で、下田警察署の見解として、以前、区の夏期対が行っていたような営業行為を浜地外で行う、または、入札、選定など競争がある中で浜地内営業をすることにより、自由使用の原則により摘発ができる、もちろん、ルールをつくってのお話となりますが、つまり、やり方次第になってくると考えます。

しかしながら、市長の許可を受けていない行為を行う業者の検挙の判例がなく、行政刑罰、つまり行政執行権にて強制執行はされていない状況です。

今後、許可を受けていない業者をどう排除していくのか、来年はどこまでやるのか、方針が決まらなければ、たちごっこの繰り返しになってしまうかと思われます。それに振り回される職員の負担も考えていただきたいと思います。

具体的な計画がございましたら教えてください。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは、白浜大浜の海水浴場に関して御答弁申し上げます。

職員に対する御配慮もありまして、ありがとうございます。

先ほど、議員の質問の文言の中で、今年は警察との合同パトロールもなくというふうにおっしゃっていたんですが、あれは少なくっていいことですよ。合同パトロールもしましてですね、実は、その警察署署長さんが、本庁において、そうした暴力団の関係のお仕事をなさってたということですね、それが随分、実際には効いているというような話も、警察側から私は聞き取っておるところでございます。

さて、パトロールについてですけれども、観光交流課の職員に加えまして、もっと全庁的にやろうじゃないかということで、令和3年度から下田市観光都市形成プロジェクト委員会

を設置しまして、全庁横断的な体制、つまりチーム下田市としてパトロールを実施しているところでございます。

また、先ほど申しましたように、職員等の安全は、やはり非常に重要、この安全の担保ということが非常に重要と考えまして、下田警察署との連携、さらにはこの種の現場に強い、この種の現場に対してのノウハウを持っている特殊な警備会社への業務委託を行っているところでございます。

また、下田警察署の協力をいただきながら、下田市夏期海岸対策協議会暴排部会ですとか、本年5月に設置された、下田市健全安全安心まちづくり推進協議会、こうしたところとも連携をして進めているところでございます。つまり、いろんな体制でもって、ことに当たっているということでございます。

これらの取組については、大いに功を奏しているというふうに感じておりまして、これは警察署の方、それから現地で頑張っている方、それから周辺のコンビニの方等からも聞いているところでございます。

今後も、職員を含む関係者の安全確保の下、海水浴場の健全化に向けて、多角的に、様々な対応、方策に取り組んでまいります。

20年以上問題視されていた、それがなかなか片付かなかった、この難しい課題に、この数年は全庁で一生懸命取り組んでいるところでございます。

これからも、皆様の御指導、御協力いただきながら、積極的に進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 私のほうからは、修学旅行のこと、それからPTAの現状についてということで申し上げたいと思います。

小学校の修学旅行につきましては、学校側が、各校の教育方針に基づく、それぞれの特色ある旅行、修学旅行を模索しながら、子どもたちに、ぜひ学習してほしい、あるいは学習させたいというような活動を検討して、皆さんもそうだったように、よい思い出作りにもつながるように、また、少しでも保護者負担の軽減を図ろうと、毎年、反省点を踏まえながら計画書を作成しております。

したがって、学校側としては、子どものための旅行日程、旅程と合わせて、保護者負

担の軽減をも考慮しなければならない中で、旅行業者と交渉を重ねながら、どの学校も計画づくりに苦慮しているのが実情でございます。

議員おっしゃるように、保護者負担の軽減を図ることは、やはり配慮しなければならないことの一つだと考えていますので、例えば5年生の宿泊体験のように、地域性、あるいは学校の方針等を考慮した上で合同実施をする、そういうことは検討の余地はあると思っています。しかしながら、修学旅行につきましては、約1年前には旅行会社を通じて宿泊先、それと交通手段等を予約しているのが現状でございますので、合同実施についての対応については、当該校双方において、かなりエネルギー、時間を要する、費やすものであるということをお知らせしたいというふうに思います。

それから、PTA組織の在り方につきましては、全国的に見直しが進められている学校もあることは承知しております。市内の小学校におきましても児童数の減少によりPTA会費だけではなくて、役員を選出ですとか、あるいは諸活動、一部の保護者に負担が集中している様子も窺ってはおります。

本来、PTAとは、柏谷議員も御承知のとおり、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者と教職員とで自主的に構成されて、対等な立場で協力し、学び、高め合っ活動をしていく任意の団体であって、学校の教育活動を理解し、家庭と学校と地域を結ぶ役割も担っている、というふうに認識しています。したがって、各学校の実情に即して、PTA活動がどうあるべきか、組織の運営や事業における課題を整理していくことも、これからは必要であると思っています。

先進事例等を研究して、市内学校におけるPTA活動の在り方について、会費の件も含めて、これからの時代を見据えた中で、大きな転換期、課題と受け止めております。

修学旅行、それからPTAのことに関して、詳細については、学校教育課長から申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、引き続き、まず修学旅行の保護者負担のほうで、学校間でのその保護者負担の格差であったり、合同実施の可能性について、私のほうから答弁させていただきます。

各学校における、修学旅行の保護者負担分の格差をできる限りなくすことは、必要である

というふうに考えております。3万4,000円という経費についてですが、学校の実情も踏まえて、業者との交渉の上で算出されたものですので、様々な経緯があるわけですが、議員御指摘のとおり、児童の人数により貸切りバスの1人当たりの負担額は増額となりますので、何校かでの一部、合同実施も検討可能な事項と認識しております。

ただし、コロナ以前の修学旅行では、行き帰りを電車、都内の移動だけをバスを利用していた学校もあり、児童数が少ない学校では、電車での移動も選択肢の一つというふうに思われます。

議員御指摘の電車移動に伴う懸念事項はあるものの、宿泊に伴う荷物はホテルに事前に輸送したり、電車の移動は、現在ですとSuicaを活用して対応するなど、工夫されているようです。

修学旅行の保護者負担の軽減については、学校に投げかけるまでもなく、これまでも検討されていることでもありますので、今後は研修内容の日程調整もしながら、行き帰りだけでも合同で移動するなど、実現可能な経費の縮減方法等について、さらに工夫した修学旅行の行程を学校側と模索していきたいというふうに考えます。

次に、PTAの現状の部分で、上部団体への助成金の検討をという御質問にお答えいたします。

PTA会費に伴う上部団体への助成金として、賀茂地区PTA連絡協議会については、毎年度、協議会事務局より要請を受け、賀茂地区の町長会を通じてですが、負担金という形で助成は行っておりますが、教育長よりお答えしたように、賀茂地区、下田市の各PTA連絡協議会においても、活動内容や実情を踏まえた中での課題として、今後整理する流れになるかと思えます。

PTAの目的を達成するために、教育委員会としても、各学校の実情をつかみつつ、組織の在り方等について、認識を深めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） それでは、まず私のほうからですね、今回の柏谷議員の夏期海岸対策に対する御尽力、また、先ほどございました市職員、特に強い責任感を持ってですね、毎日現地で汗を流している観光交流課職員に対する御心配、御配慮いただきましたことをお礼申し上げます。



それでは、私からは、海水浴場の禁止事項の明確化、また条例違反事業者の排除に関する方針、計画について、御答弁させていただきます。

海水浴場の禁止事項の明確化に関しましては、利用者ルールにつきまして、令和3年度に見直しを行い、他者を畏怖させる入れ墨、タトゥーを露出してはならない、他者に迷惑を及ぼす音量の音楽や音声を流してはならない、といったことを定め、また営業行為については、浜地内で来遊客へパラソル、レンタル等の声かけを行っていた場合、注意を実施しています。

現場の状況により判断に迷う際には、その都度、関係者と協議を行って対応するようにしているのが現状でございます。

続きまして、条例違反事業者の排除に関する方針、計画等に関しましては、今年度の取組としましては、警察署をはじめとする関係機関と連携を図り、パトロールの実施、防犯カメラの設置、特殊警備員の配置、浜地内での営業行為につきましては、条例違反事業者への個別の中止指示等を実施いたしております。

これらの取組の結果、今年度、目に見えるほど健全化が進んだというふうに、周辺、また関係者の声をいただいております。

また、下田市夏期海岸暴力団等排除対策部会におきまして、本年度実施いたしました、反社会的勢力でないことの表明、確約に関する同意書、これにつきましても、効果等の検証をするとともに、夏期海岸対策協議会の反省会で意見等も伺いまして、来年度に向けて取組の強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） まず初めに、教育長、学校教育課長、御答弁ありがとうございました。

修学旅行の件ですが、答弁のとおり、旅行会社を通じて計画を早い段階から行っているのも存じております。

また、各学校の地域性や教育方針の中、先生方が、子供たちにどのような学習、活動、思い出になるかを模索しながら、計画書を考えていただいていることにも感謝しております。

今後も学校や校長会と情報共有を図るとともに、旅行業者と適切な調整を行っていただき、引き続き、様々な配慮に努めていただきたいと思います。

次に、PTAの件ですが、子供たちの健全育成のための子育ての当事者同士が連携し、先生方とも子供たちの取り巻く状況、情報を共有しながら、学びあえる場所が必要なものがP

TAであり、PTAの活動は学校によっては異なりますが、登下校時の子供たちの見守りや学校行事の手伝い、地域活動など、様々な役割がございます。

今後も、学校をサポートする力は、PTAという保護者と教員だけの組織にとどまらず、地域全体を巻き込んだ、もっと大きな集団となる可能性もあるのではないかと考えます。

今後の組織の在り方や活動内容の実情を踏まえた上で、今後も御支援のほど、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

次に、市長の答弁での職員の安心や安全、不安や負担の解消についてですが、来年度以降、警備会社に委託するのであれば、パトロール業務はそちらで対応していただきたいと思ひます。

一般の職員、特に観光施設係は、この夏期の観光シーズンに、白浜大浜海水浴場のパトロールにほぼ時間を費やしております。その他の業務に支障がないとは思ひません。

さらに、私が見ている限り、怒鳴られ、威嚇されている姿を見ますと、職員の安全性は保たれていないと思ひます。

できれば、今後の職員のパトロールをやめていただきたいです。

次に、海水浴場の利用者ルールですが、入れ墨、タトゥーの禁止事項に関しても、他者を畏怖する入れ墨といいましても、人それぞれ感じ方は違ひと思ひます。

例えばですけれども、じゃあここまで和掘りの入れ墨が入っている、それは確かに怖いと思ひます。じゃあここにワンポイントの大きめのタトゥーが入っている、それは怖くない。でも子供たちからしたら怖いです。それであれば、シールを貼るとか、そういった対策も検討するべきではないかなと思ひます。

さらに、注意してもさらけ出している現状、浜地を見ている、入れ墨を出している方々が目立ちます。

私自身もパトロールに同行した際、がっつり入れ墨が入った人たちにも、僕は言えるほうなんですけれども、入れ墨を出さないでください、少しタオルで隠すとか、配慮をしてくださいというふうにお話ししても、その場しのぎで、浜地に降りればさらけ出しているのが現状です。

禁止事項に従わない方々に、今後どのように対応していくのか。ルールについて、明確に考えていただきたい。

騒音につきましては、鎌倉市海水浴場のルールでは、音響機器（電源をつないだスピーカ

一や楽器等)を使わない、となっており、Bluetooth等を使用した外部機器やラジカセ、スピーカーを禁止し、スマートフォンからの音楽のみを認めております。

明確にすることで、統一した対応ができると思います。

また、下田市海水浴場利用者ルールを管理・運営団体も同様に守る必要がございます。

売店で大音量の音楽を流して、入れ墨を出した若い年代のお客様たちが踊っているなど、この現状は不適切ではないかと思えます。

海水浴場の管理・運営を委託を受けた公共的団体が市長の許可を受けており、看板を背負って運営しているわけですから、当局側からの指導も必要かと思われます。

また、夏期中盤から導入したバレーボールのコート、こちらにつきましては、海水浴のお客様への一定のニーズ、効果があったかと思われませんが、この計画は、打合せを密に行われていたのか。けがをしたときの対応、コート外のお客様がボール等によりけがされた場合の保険などの安全面について、当局、管理・運営団体による協議は行われていたのか、お尋ねいたします。

次に、下田市海水浴場に関する条例についてですが、当局の方針といたしましては、パトロール、監視、警備、違法行為を行う業者への中止指示を来年度も継続して実施するに当たり、職員の労力、多額の費用がかかってきます。

抑止ではなく、浜地の営業行為自体の改善による、市長の許可を受けていない行為を行う業者を、今後取り締まる考えはありますでしょうか。

次に、反社会勢力ではないことの表明、確約に関する同意書について、従事者が同意されないというケースはありましたでしょうか。ある場合には、今後、どう対応していくのか当局の考えをお聞かせください。

○議長(中村 敦) 観光交流課長。

○観光交流課長(田中秀志) それでは、御質問いただきましたことに関しまして、順次、御答弁させていただきます。

まず、市職員のパトロールをやめて、警備会社で対応する、していただきたいという御質問でございます。

条例違反行為に関する中止の指示等につきましては、市の責務となりますので、全てを警備会社にお任せするといったことは難しいというふうに考えてございます。

一方で、令和4年から導入しました、この警備業務ですが、警備会社の業務内容としまし

て、条例の禁止行為、また海水浴場ルールへの周知徹底、そういったところを図るとともに、禁止行為やルールを守らない方に対しては、個別で注意等を実施しており、年を追うごとにマナーの向上、また浜地の健全化が進んでいることによりまして、先ほども市長のほうからお話がありましたが、ファミリー層の増加、そういったところが顕著になっているところでございます。

条例違反行為の抑止等、効果が上がっていると関係各所から声がいただいております。業務の、またその警備会社ですね、業務の細かな取扱いですとか内容につきましては、今回の振り返りをまた行いますので、そういったところで課題整理等、また見直しを行いまして、議員御指摘ですね、職員の安全面、また負担軽減、そういったところにつきましても、併せて検討を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、禁止事項に従わない方に対してどう対応していくかということでございます。

海水浴場のルールにつきましては、明確に基準を示すことが、お客様に対しまして、納得のいく説明ができることにつながります。そのため、他地域の事例ですとか、関係機関の助言等を参考にですね、今より精度の上がった基準づくり、ルールづくりのほうを検討してまいりたいと思います。

また、御指摘のとおり、管理・運営する立場にある者は、当然ルールに則った行動で模範を示すべきと、そういうふうと考えてございます。

市職員、各支部関係者が自ら模範となるべき行動を取るよう、健全観光都市形成プロジェクト委員会、また夏期対の支部長会議、そういったところで意識の共有を図ってまいりたいと思います。

続きまして、バレーボールコートへの導入についてです。

バレーボールコートの設置に関しましては、海水浴客のニーズに応え、魅力ある海水浴場として管理・運営するための取組であると考えてございます。

バレーボールコート設置の経過でございますが、バレーボールコートの協議を8月9日に行っております。その後、バレーコート自身は8月20日より設置という流れでございます。

設置の経緯といたしましては、8月2日に行われたイベント「砂あそび一ち」というところで、ビーチバレーを実施したところ、100名以上の参加があり好評であった、という状況もあり、また、遊泳客が一番多い時期に空いたスペースにですね、条例違反事業者が、パラソル等を貸し出すエリアとして確保させない、そういったところの理由もありまして、設置

したい旨の協議があったものでございます。

ビーチバレーコートを設置に関しましては、パラソルや浮き輪同様、海水浴客のニーズに応え、健全で魅力ある海水浴場とするための取組であると評価しており、海水浴離れが進む状況です、そういった状況を打破していく集客アイテムとしての一例になるとも考えてございます。

また、議員が御質問ありました、けが等への保険対応につきましてですけれども、パラソル等が飛散した場合に、けがを負わせてしまうことが想定されて、そういった傷害保険に入っております。そちらの適用になるというふうに報告を受けてございます。

またです、ビーチバレーコートの実績としまして、約、期間中50組程度の利用があったというふうに報告を受けてございます。

続きまして、浜地の営業行為についてです。

無許可営業者の完全撤退や罰則の適用には、議員御指摘のとおり至っておりません。警察からは、条例が制定されてから約30年経過しており、現状に合っていない側面、また、海の家の入札制度の検討等を助言をいただいておりますので、今後、警察が介入しやすい仕組みづくりも含めまして、警察、また顧問弁護士等と引き続き協議をし、相談をしてみたいと考えております。

最後に、反社会的勢力でないことの表明、確約に関する同意書についてでございます。

夏期のみ営業している海水浴の用品のレンタル業者、また飲食事業者等について、各支部から情報をいただき、同意書のほうを提出していただく取組を実施しております。

この同意書には、警察から店舗責任者や従業員の情報、また名簿等の提出を求められた場合、協力することに同意するといったことが記載されてございます。

暴力団等との関係性を確認することを目的としており、また、提出は任意でございますが、提出しない事業者を警察と情報共有して、必要に応じて警察のほうで御対応いただく、そういった取組でございます。

今期において提出を依頼した事業者は20者、そのうち18者が提出していただいております。提出いただいた同意書につきましては、警察に共有し、併せて提出をお断りされた2者につきましても、報告をさせていただきます。

暴力団排除につきましては、市だけではなく、市民や事業者、関係機関が一体となって取り組むことが重要であり、こうした官民連携した取組は、警察にも有益な情報提供が可能と

なり、十分効果があり、継続していく必要があると考えておりますが、今後、夏期海岸暴力団等排除対策部会において、この取組の課題や改善点等、協議してまいりますので、そちらの中でまた判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷裕也議員。

○1番（柏谷祐也） 御回答ありがとうございます。

パトロールについて、下田市海水浴場に関する条例第7条に規定されておりますので、市の職員でなければ中止の指示等を行えないわけですから、市長をはじめ、職員しか行えないのも認識しております。

海水浴場利用者ルールの下、営業行為、すなわち勧誘を繰り返すものへ、個別に警備会社が注意を払うことはできると思います。その注意の対応に、あまりにひどい場合は、警備会社から当局に連絡をいただき、中止の指示等を行う、それにより、職員は毎日のパトロール業務を行うことなく、労力の負担等が解消されると思います。そのためにも、海水浴場のルールの明確化は必要であります。来年度に向けて検討をお願いいたします。

浜地の営業行為、完全撤退、罰則の適用に至らない現状の改善は、警察、顧問弁護士の助言を受け入れ、白浜大浜海水浴場の全体の改善が必要だと思います。引き続き、観光交流課と協議させてください。よろしくをお願いいたします。

次に、市長にお尋ねいたします。

以前、岡崎議員の一般質問にございました、条例改正について、市長の回答は「私としては、来年度の夏までに間に合うかどうかは分かりませんが、やっていきたい、チャレンジしたいと考えております。」と発言しておりましたが、進展状況はいかがなものでしょうか。

また、今後の白浜大浜海水浴場の、市長の許可を受けていない行為を行う業者を取り締まる方向性でいくのか、抑止のみにとどまるのか、その辺についても教えてください。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほどの私の答弁にも申し上げましたとおり、多角的なアプローチをしなければならないというふうに考えているところです。

条例改正、あるいは取締まりといったことについては、最もその中心に、いろいろな専門知識を持っているのが、警察署になります。ですからこのこと協議をしながら、条例改正のほうがいけば条例改正するし、それよりももっと実効的なやり方があるのであればそちらに

するということで、毎年毎年工夫を凝らしてやっているところです。

ですから、条例改正ということについては、選択肢の一つとしてまだございます。とは言いながら、それよりも目の前にすぐできることをやろうということで、今年も我々はパトロールを強化していたということでございます。そして、その結果がですね、事実としてその結果が、今、現れ始めているということでございますので、この今の状況について、今後も関係機関とともに検証して、次の政策につなげていく、このような考えでございます。

浜地の健全化については、1期目からの公約でございますので、私としては、これからも積極的に進める、強い意志を持って事に当たっていきたいと思っております。

同時に職員についてもですね、実によくやってくれています。現場を職員が見ないで、ただ業者さんからの報告を待ってから動くということではなく、やはりそこに、現場に行くということは、私は大事なことであろうと思います。で、そのとき安全を確保するというのも、同時に心を砕いていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 来年度の夏までに考えてもらいたいんですけども、本当に危険と隣り合わせなんです。これを僕、何でここまで言うかっていうと、一昨日被害に遭いました。で、一昨日、昨日とずっとほとんど警察署に行ったり来たりをしていました。やはりすごく危険を伴うんです、本当に。そんな中、署長室に呼ばれて、署長とお話もさせていただきました。

その中で署長の発言といいますか、市のやり方次第、本当に取り締まる気があるなら、僕たちは全力でバックアップしますとお話ししておりました。

そこで僕は、浜地全体を変えるべきではないかと、やり方、在り方自体を、というお話もさせていただきました。それも一つの方法だと、それであるならそれでバックアップもいたしますし、全面協力いたします、というお話もしておりました。

この浜に関しては、市長、お願いですから、本当に来年度までに何とかしてやってください。抑止ではなく、取り締まる方向性、入札など、公正を持ってやるとか、方法はたくさんあるわけですから、その中で、管理・運営については、どうしていくかと、大本がSOMAでやるとか、やり方はたくさんあると思います。どこかで線引きをかけなければいけないと思います。市長が戦う気がなければ、僕も戦いません。戦うだけ、僕たちは厳しい現状に追われているんです。明確化してください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） これをもって、1番 柏谷祐也議員の一般質問を終わります。